2017年12月26日

各位

東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 2 号野村不動産株式会社 代表取締役社長 宮嶋 誠一問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 宇佐美 直子 TEL: (03) 3348-8117

企画業務型裁量労働制に関わる是正勧告・指導について

当社は、2017 年 12 月 25 日付で本社及び地方 4 事業場(関西支社、名古屋支店、仙台支店、福岡支店)を管轄する労働基準監督署より、一部職員に適用している企画業務型裁量労働制 (以下「裁量労働制」という) に関する是正勧告・指導を受けましたのでお知らせいたします。

これは、裁量労働制の対象者の一部に対し、同制度に基づく「みなし労働時間」が適用されない 結果として、時間外労働に関する協定(いわゆる 36 協定)を超えた時間外労働が発生していること、 及び当該時間外労働にかかる賃金を支払っていないと判断されたことによるものです。

本是正勧告・指導を踏まえ、対象者の労務時間について精査のうえ、適切に対応してまいります。なお、当社では既に裁量労働制の廃止を決定しており、速やかに実施してまいります。

当社では、今回の是正勧告・指導を厳粛に受け止め、適切な労務管理に努めてまいるとともに、労務時間の短縮を目指してまいります。

以上

出典:野村不動産株式会社ホームページ掲載資料より倉林明子事務所作成

配付資料

平成 29 年 12 月 26 日

東京労働局長による特別指導について

- 1 実施年月日 平成 29 年 12 月 25 日 (月)
- 2 対象企業 野村不動産株式会社
- 3 指導の概要
 - (1) 上記企業においては、一定の役職以上の労働者を一律に 企画業務型裁量労働制の対象としていたことから、対象と されていた労働者の大半について、同制度の対象業務に該 当しない、個別の営業活動等の業務に就かせていた実態が 全社的に認められた(※)。
 - (2) これにより、企画業務型裁量労働制が適用できず、みな しの効果が発生しないため、通常の労働時間制度が適用と なるが、当該労働者の労働実態から、違法な時間外労働及 び割増賃金の一部不払が認められた。
 - (3) 以上より、社長に対し、これら事項について是正を図るよう、特別指導を行ったもの。
 - (※) 企画業務型裁量労働制は、「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務」を対象としており、それ以外の業務に労働者を就かせる場合は、企画業務型裁量労働制は適用できない。

出典:厚生労働省提出資料より倉林明子事務所作成